

# 伊賀市地域公共交通網形成計画を策定しました！ 守ろう！ 私たちの公共交通

【問い合わせ】

総合政策課 ☎ 22・9663 FAX 22・9672



人口減少や自家用車への依存などにより、バスや鉄道など、市民の皆さんの生活や社会参加に欠かせない地域公共交通は利

用者の減少傾向が続いており、このままでは、従来のサービスを続けられなくなるかもしれません。

そこで、市では、まちづくりの取り組みと連携し、地域のニーズに合った持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的に、地域公共交通の新たな基本計画として、「伊賀市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

今後は、市民の皆さんや自治組織、企業、交通事業者、行政などが一体となって、計画に定める交通の将来像や基本理念、基本方針の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

## ◆計画期間

平成27～32年度（6年間）

## 《計画の基本理念》

地域が創り、育む、地域に根ざした持続可能な交通体系

## 《交通の将来像》

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、鉄道やバスなどで、皆がお出かけしなくなるまちを実現する地域公共交通

## ◆計画の基本方針

【基本方針1】 伊賀市の一体化を促進し、活力あるまちづくりを支える公共交通体系を構築します

- ① 伊賀市と周辺都市・市内各支所などの連携・交流の強化に資する公共交通ネットワークの構築
- ② 地域固有の資源・特色を生かした公共交通体系の構築
- ③ 都市構造の誘導に向けた段階的な見直し

## 【主な施策】

- 既存バス路線などの運行改善
- 乗り継ぎの強化
- 伊賀鉄道伊賀線の公有民営方式による運営と新駅整備
- 列車や駅の魅力づくり など

【基本方針2】 地域が創り、それぞれの関係者の連携・協働により育まれる「くらし・まちを<sup>＊</sup>想造する移動のしくみづくり」を構築します

- ① 路線機能と事業主体の明確化
- ② 主体者意識を共有した上で、地域が自ら創り、育む地域固有の交通システム

## 【主な施策】

- 既存バス路線などの運行改善
- 新たなバス運行方法の確立
- 地域運行バス支援制度の導入 など

【基本方針3】 全ての人が安全・安心に移動できる持続可能な公共交通体系を構築します

- ① 高齢者や障がい者などの移動制約者を含む全ての人が公平に移動できる交通体系の構築
- ② 経済的に維持が可能で、安定的・持続的な交通サービスの提供できる交通体系の構築
- ③ 自家用車のみ依存しない環境にやさしい交通体系の構築

## 【主な施策】

- 新たなバス運行方法の確立
- 地域運行バス支援制度の導入
- 運賃の見直し
- 地域住民や企業と一体となった取り組み
- エコ通勤の奨励 など

## ◆重点的に取り組む施策

《バス》 地域が主体となって取り組む地域運行バスや事前予約により運行するデマンドバスなど、新たなバス運行方法の導入

《鉄道》 伊賀鉄道伊賀線の公有民営方式による運営

## ◆計画の評価・検証・改善に

### 継続的に取り組みます

計画を評価・検証し、改善策を検討する取り組みを継続的に実施していきます。また、評価に当たっては、次の指標を設定します。

## 【評価指標】

- 市内バス路線の利用者数
- 観光・レクリエーション施設の利用者数
- 鉄道の定期外乗車人員
- 伊賀鉄道、廃止代替バス、行政バス利用促進の取り組みに対する協力意向
- 鉄道・バスの満足度

<sup>＊</sup>想造 関係者が主体性をもって創造することを表現した造語



お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

## お知らせ 寝たきり高齢者等福祉手当

### 【対象者】

在宅で次のいずれかの状態が6カ月以上継続している65歳以上の人  
○介護認定が要介護4または5  
○自立した生活が困難な重度の認知症(日常生活自立度が「M」)

### 【支給額】

月額3,000円

※次に該当するときは支給対象外

- ①特別障害者手当・経過的福祉手当(いずれも国の手当)または重度障害者福祉手当(市の手当)の受給資格があるとき
- ②病院や介護保険施設などに3カ月以上継続して入院、または入所しているとき

### 【支給月】

年2回(4月・10月)

### 【受給の請求】

本人または扶養義務者からの請求により支給します。

### 【状況届】

現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を提出してください。

### 【提出期限】 9月25日(金)

### 【提出先・問い合わせ】

介護高齢福祉課  
☎22-9634 FAX 26-3950  
各支所住民福祉課

## お知らせ 10月1日は「浄化槽の日」

昭和60年10月1日に浄化槽法が施行されたことから、この日が「浄化槽の日」となりました。

浄化槽は、私たちの家庭のトイレや台所などから出る生活排水を、微生物の働きを利用して、それぞれの家庭できれいな水にして放流するものです。このため、浄化槽の使い方や維持管理に問題があると、汚れた水の流出につながり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなりかねません。

浄化槽法では、保守点検(家庭用では3~4カ月に1回以上)・清掃(年1回以上)・法定検査(年1回)が義務づけられています。

この「浄化槽の日」を機会に、ご家庭の浄化槽が適正に維持管理されているか、ご確認をお願いします。

### 【問い合わせ】

下水道課  
☎43-2318 FAX 43-2320

## お知らせ 重度障害者(児)福祉手当

### ◆重度障害者福祉手当

### 【対象者】

- 次の①~④のすべてに該当する人
- ①20歳以上の人
  - ②在宅で常時床についている状態または外出困難な状態
  - ③家族などほかの人の介護を必要とする程度の障がい
  - ④次のいずれかの手帳を持っている人
    - 身体障害者手帳1~3級
    - 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)
    - 精神障害者保健福祉手帳1級

### 【支給額】

月額3,000円

※次に該当するときは支給対象外

- ①特別障害者手当、経過的福祉手当(いずれも国の手当)または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格がある人
- ②病院や診療所などに3カ月以上継続して入院している人

### 【支給月】

年2回(4月・10月)

### 【受給の請求】

本人からの請求により支給されますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

### 【現況届】

現在、重度障害者福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

### 【提出期限】 9月25日(金)

### ◆重度障害児福祉手当

### 【対象者】

- 次の①・②に該当する人
- ①3歳以上20歳未満の人
  - ②次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者
    - 身体障害者手帳1~3級
    - 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)
    - 精神障害者保健福祉手帳1級

### 【支給額】

月額5,000円

※障害児福祉手当(国の手当)の受給資格があるときは支給対象外

### 【支給月】

年2回(4月・10月)

【受給の請求】 保護者からの請求により支給されます。

### 【提出先・問い合わせ】

障がい福祉課  
☎22-9656 FAX 22-9662  
各支所住民福祉課

**インターネット  
公売**

○せり売り方式  
⇒(せ)  
○入札方式⇒(入)

公売の対象は市税の滞納処分として差し押さえた財産です。

◆市ホームページ掲載開始日時  
○(せ): 9月25日(金) 午後4時  
○(入): 10月1日(木) 午後4時

◆参加申込期限  
○(せ): 10月13日(火) 午後11時  
○(入): 10月13日(火) 午後5時

※諸事情により中止になる場合があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【問い合わせ】 収税課  
☎22-9612 FAX 22-9618

## お知らせ 後期高齢者医療「医療費のお知らせ」を送ります

毎年3月に1年分の医療費を三重県後期高齢者医療制度の被保険者にお知らせしていましたが、今年度からは2回に分けてお知らせします。

◆1回目: 1月から6月までの受診分を9月下旬にお知らせします。

◆2回目: 7月から12月までの受診分を3月下旬にお知らせします。

「医療費のお知らせ」は、実際にかかった医療費をお知らせし、健康の大切さを改めて確認していただくことを目的としています。

※確定申告などの医療費控除に添付する領収書の代わりとして使用することはできません。

【問い合わせ】 三重県後期高齢者医療広域連合事業課

☎059-221-6884



毎月1問、伊賀に関するクイズを掲載します。

### 【問題】

平成5年の台風で、大山田地区内の服部川の河川敷から巨大なワニやゾウの足跡化石が多数発見され、大きな話題になりました。そのゾウの種類は?

- ①ナウマンゾウ ②マンモスゾウ
  - ③シンシュウゾウ ④ビワコゾウ
- (答えは6ページ)